

答申保第12号
平成22年5月18日
(諮問保第20号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年6月18日付けで、「私が警察に相談した内容を記載した苦情、相談等事案処理票の私に関する情報 2005年1月～12月（4、5月を除く）、2006年1月～7月、2007年1月～12月（3、4月と8月を除く）、2008年1月～現在まで（2月を除く）」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年7月17日付けで「あなたが2005年1月～12月（4～5月を除く）、2006年1月～7月、2008年1月～6月18日（2月を除く）の間に警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年9月22日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書及び意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 一部開示された私の個人情報は、民事介入暴力事件を起こした〇〇と〇〇、又政治がらみで先方利益になるよう後追いで改ざんや捏造されたり、事件隠蔽のため、相談票が作成されておらず申し出内容が勝手に削除されるなど、背景に複数の強悪な犯罪が潜んでいることを示唆するものである。

組織犯罪関与者側の中に一部警察職員が含まれるため、事件の解決が困難となり、私は人命に関わる犯罪被害にあい、現在も市民生活をおびやかされている。

これは、条例第13条第2号ただし書きイウの絶対的公開事由に該当するので、処分の取り消しを求める。

又、警察職員の不法行為による被害は甚大なものがあるので、条例第15条（裁量的開示）にも該当する。よって、処分の取り消しを求める。

イ 私が意見書に添付した資料で明らかな通り、条例第13条第2号ただし書きイウの絶対的公開事由と第15条の裁量的開示に該当するので処分の取消しを求める。

いちいちあげればきりが無い程、驚くべきことが起きているので、私は行政庁の早急な対応を望む。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査庁から提出された実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている「苦情・相談等事案処理票」は、県民等から寄せられる苦情、相談等について、その受理から処理に至るまでの事務を一元的に管理し、組織的かつ適切に遂行するため、申出者の氏名、住所等の個人情報を登録した「鹿児島県警察苦情・相談等事案処理システム」から出力したものである。同処理票は苦情・相談等を受理した警察職員が申出者の申し出た内容等をそのまま記載したものである。

(2) 一部開示決定の理由

県警においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名を慣行として公にしているが、不開示とした部分は、「苦情・相談等事案処理票」中の「受理者」及び「措置者」欄に記載された警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名であり、条例第13条第2号ただし書きアに該当する「慣行として開示請求者が知ることができる」情報には該当しない。

また、不開示とした部分は、条例13条第2号に規定する開示請求者（審査請求人）以外の第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年10月9日	諮問を受けた。
11月11日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月13日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成21年1月19日	審査請求人から意見書を受理した。
10月28日	諮問の審議を行った。
12月22日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
平成22年1月29日	諮問の審議を行った。
2月18日	諮問の審議を行った。
3月26日	諮問の審議を行った。
4月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が、2005年1月から12月（4～5月を除く）、2006年1月から7月、2007年1月～12月（3～4月と8月を除く）、2008年1月から6月18日（2月を除く）の間に警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中の審査請求人に関する情報である。

実施機関は、当該情報が記載された2005年12月27日、2006年1月19日、同年7月12日、同年7月28日、2008年3月2日、同年3月11日、同年3月28日、同年3月29日、及び同年4月27日の各日付け受理分の苦情・相談等事案処理票を対象保有個人情報として特定し、同処理票の「受理者」及び「措置者」の各欄に記載された警部又は同相当職以上の職員を除く警察職員の氏名を条例第13条第2号に規定する不開示情報に該当するとして、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示決定を行った。

審査請求人はこれら不開示とされたすべての情報の開示を求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号の不開示情報及び審査請求人の主張する条例第15条の開示すべき情報に該当するかどうかについて判断する。

イ 条例第13条第2号該当性について

(ア) 条例第13条第2号について

条例第13条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含ま

れている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。

この条各号のうち、第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 条例第13条第2号該当性

不開示とされた情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる警察職員の氏名そのものであって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名については、これを公表している事情は認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると主張するが、同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが公務員の職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、当該氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、警察職員の氏名を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第15条該当性について

(ア) 条例第15条について

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情

報を開示することができる。」と規定している。これは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれていても、保有個人情報を本人に開示することが「個人の権利利益を保護するため」特に必要があると認めるときには、裁量的に開示することができるようにしたものである。

(イ) 条例第15条該当性

イ 条例第13条第2号該当性についての(イ)に記載した本件対象保有個人情報の特質と、上記審査請求の理由に記載した審査請求人の主張にかんがみるとき、本件情報を開示することによる不利益よりも、個人の権利利益を保護することの必要性が上回るとは認められないので、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱ないし濫用があるとは認められない。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。